

令和6年4月

会員各位

尼崎経営者協会
リフレッシュ委員会

第64回

尼崎中小企業親善野球大会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、会員相互の親睦と体位向上を目的としてスタートいたしました、標記「尼崎中小企業親善野球大会」は、今年で64回目の大会となり、今では尼崎市の大きな年中行事として数えられる意義ある大会に成長してきました。

つきましては、下記要領により本大会を開催いたしますので、従業員の福利厚生と健康管理のため奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

《大会要綱》

1. 目的 野球を通じて心身の錬磨をはかり併せて参加者相互の親睦と体位向上をはかることを目的とする
2. 名称 第64回・尼崎中小企業親善野球大会
3. 開催時期 **令和6年6月9日（日）開会式**
【試合予定日】 6/23(日)、7/14(日)、8/3(土)
9/1(日) (決勝戦・3位決定戦・表彰式)
※初戦は6/9・6/23のいずれかに試合が入りますので、どちらでも試合ができるようにご予定下さい。 (試合希望日の申し出は不可)
4. 開催場所 ベイコム野球場、橋公園野球場、経協会員企業の各グラウンド他
5. 主催 尼崎経営者協会リフレッシュ委員会
6. 後援 兵庫県（阪神南県民センター）、尼崎市、尼崎野球協会、日刊工業新聞社、協同組合尼崎工業会、尼崎市水道工事業協同組合、尼崎鉄工団地協同組合、尼崎武庫川工業団地協同組合
7. 使用球 マルエスボール M号（各チームより1試合2球ずつ準備いただく。）
8. 試合方法 試合は7回までを原則とするが、7回で勝敗の決しない場合は、1時間30分の時間制限を適用し、それでも勝敗の決しない場合は抽選にする。（原則として優勝戦は除く）
9. コールドゲーム 5回以降7点差でコールドゲームを適用する。（原則として優勝戦は除く）

- 10.選手資格と制限 原則として同一事業所同一所在地に勤務する従業員をもって構成するものとし、次のメンバー及びチームは、この大会に出場できない。
○会社が承認しない選手とチーム
- 11.試合規則 令和6年度全日本軟式野球連盟規則を原則として準用する。
詳細は抽選会にてご説明します。必ず出席のこと。
- 12.運営 主催団体で委員を選出し、大会委員並びに実行委員を設置する。
事務局から連絡した試合日時の組み合わせは原則変更できない。
どうしても変更必要と認めた時のみ可とする。
- 13.健康管理 大会に関する不時の事故負傷または、病気に対し事務局はその責を負わない。
- 14.参加料 ①12,000円（経営者協会及びリフレッシュ委員会の会員企業）
②14,000円（リフレッシュ委員会のみの会員企業）
③17,000円（経営者協会のみの会員企業）
④22,000円（非会員企業）
※リフレッシュ委員会（旧尼崎リフレッシュ協会）
※参加料は組合せ抽選日にご持参ください
※申し込み後の参加料返却は致しません
- 15.組合せ抽選日 **令和6年5月30日（木）18時より** 於:尼崎経営者協会 会議室
(尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所ビル5階)
※5月27日からのキャンセルは、参加料のご請求をさせていただきます。
- 16.表彰 ○優勝 主催者賞（優勝旗）…持ち回り
尼崎市長賞
○準優勝 主催者賞（準優勝杯）…持ち回り
- 17.募集チーム 30チーム
- 18.申し込み期限 5月20日（月）必着 先着順
メンバーが確定しない場合は、先に参加の意志のみ事務局へご連絡ください。申込書は組合せ抽選会当日ご持参ください。
- 19.申込み・問合せ 〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎経営者協会内
尼崎中小企業親善野球大会事務局 宛
TEL：06-6411-4281
FAX：06-6411-0184

第64回・尼崎中小企業親善野球大会参加申込書

| 事業所名 | | | | | 従業員数 | | | |
|------|-----|-----|----|-----|--------|----------------|----|--|
| 所在地 | | | | | | | | |
| 電話番号 | | | | | 緊急連絡先 | (休日含め連絡の取れる番号) | | |
| 企業名 | | | | | FAX 番号 | | | |
| No. | 選手名 | 背番号 | 年齢 | No. | 選手名 | 背番号 | 年齢 | |
| 監督 | | | | 8 | | | | |
| 主将 | | | | 9 | | | | |
| 1 | | | | 10 | | | | |
| 2 | | | | 11 | | | | |
| 3 | | | | 12 | | | | |
| 4 | | | | 13 | | | | |
| 5 | | | | 14 | | | | |
| 6 | | | | 15 | | | | |
| 7 | | | | 16 | | | | |

上記のメンバーは、当事業所の従業員であることを証明します。

令和6年 月 日

事業所代表者

印

- ◆メンバー登録は、監督・主将を含めて18人までとする。
- ◆メンバー変更は、原則として認めません。